

令和 8 年 9 月 3 日

各位

天草信用金庫

令和 8 年熊本地震にかかる

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」のお知らせについて

このたびの令和 8 年熊本地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

令和 8 年熊本地震については、災害救助法が適用されたことにより、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象災害となりました。

今回被災されたマイカーローンを含む消費者ローンや住宅ローン等をご利用の個人の方や事業性ローンをお借入れ中の個人事業主の方は、本ガイドラインを利用して、一定の要件の下、債務の免除や債務の減額を受けることができます。

当金庫でも、ご相談を受け付けておりますので、お取引店もしくは最寄りの店舗へお気軽にご相談ください。

被災された皆さまの一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

詳細については、以下をご参照ください。

○「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」について

○一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関

<https://www.dgl.or.jp/>